

令和 7 年（2025 年）2 月 17 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

令和 6 年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知（以下、「文科省通知」という。）がありましたので、通知します。

国の自殺統計によると、令和 6 年の児童生徒の自殺者数は 527 名（暫定値）と過去最多となる見込みであり、如何なる事情であれ、子どもたちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要があります。

また、令和 6 年版自殺対策白書においては、

- ・ 2020～2021 年の期間に、女子小中高生の自殺者のうち、自殺未遂歴ありの割合が上昇していること
- ・ 2022 年以降、男女ともに、自殺未遂歴のある小中高生の自殺者のうち、過半数が自殺の 1 年以内に自殺未遂を行っており、そのうち、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から 1 ヶ月以内に自殺未遂を行った割合が高いことも明らかになっています。

つきましては、次のことについて、校長のリーダーシップの下、全教職員が改めて共通理解を深め、児童生徒の命と心を守る取組を進めるとともに、自殺予防教育の推進に当たっては、道教委 web ページの「自殺予防教育ポータルサイト」を積極的に活用するようお願いします。

記

- 1 1 人 1 台端末等を活用した心の健康観察や教育相談について
 - (1) 1 人 1 台端末等の活用による心の健康観察などによる SOS の早期把握に努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組むこと。
 - (2) 道教委が開設した 1 人 1 台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」について、継続的に児童生徒に活用を促すとともに、「主な相談窓口」の周知を積極的に行うこと。（「自殺予防教育ポータルサイト」参照）
- 2 学校での組織的対応について
 - (1) 校内研修会などを通じて、教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くこと。
 - (2) 児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだりするなど、自殺やその

他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行うこと。また、平常時に、危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくりなどを進めておくこと。

(3) 自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心に、教育委員会や専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、速やかに対応すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣に向け、市町村教育委員会を通じて当該教育局に相談いただきたいこと。

(4) 保護者と連携して家庭での継続的な見守りを行うとともに、教職員間で密接に情報共有し、組織的に児童生徒を支援すること。

3 自殺予防に関する生徒指導について

(1) 児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋いだりするなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

(2) 「SOS の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の変化や危機に気づき、身近な信頼出来る大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

(3) すべての児童生徒に対し、困ったときに相談できる教職員との信頼関係づくり、保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくりなど、「安全・安心な学校環境」づくりを一層進めること。

【自殺予防教育ポータルサイト】

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jisatuyobou-portal.html>



(生徒指導係)

令和6年の児童生徒の自殺者数が過去最多となる見込みであることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を強化していただくようお願いいたします。



6 初児生第 1 6 号
令和 7 年 2 月 10 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

千々岩 良英
(公 印 省 略)

令和6年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた
児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について（通知）

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、学校等において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に取り組んでいただいているところです。

令和 7 年 1 月 29 日に公表された警察庁・厚生労働省の自殺統計（暫定値）によると、令和 6 年の児童生徒の自殺者数は、527 人（令和 5 年確定値：513 人）と過去最多となる見込みであることが明らかになりました（別添資料 1）。如何なる事情であれ、子供たちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要があります。

また、令和 6 年版自殺対策白書においては、

- ・2020～2021 年の期間に、女子小中高生の自殺者のうち、自殺未遂歴ありの割合が上昇していること
- ・2022 年以降、男女ともに、自殺未遂歴のある小中高生の自殺者のうち、過半数が自殺の 1 年以内に自殺未遂を行っており、そのうち、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から 1 ヶ月以内に自殺未遂を行った割合が高いことも明らかになっています（別添資料 2）。

このような極めて重大な状況を踏まえ、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、令和 6 年の小中高生の自殺の状況や下記事項について周知を図るとともに、児童生徒の自殺予防について格段の取組をお願いします。

記

1. 1 人 1 台端末等を活用した心の健康観察について

「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 6 年 12 月 11 日付け 6 初児生第 15 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても周知しているとおり、個別の児童生徒の状況を多面的に把握する ICT ツールを適切に活用することにより、教職員の児童生徒理解の幅が広がり、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握や早期支援につながると考えられる。

また、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和 5 年 6 月 2 日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議決定）では、「1 人 1 台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指す」としている。

これらを踏まえ、文部科学省として、児童生徒の心や体調変化の早期発見のため「1 人 1 台端末を活用した心の健康観察」の導入を推進しており、また、学校の ICT 環境整備 3 年計画（2025～2027 年度）における、1 人 1 台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置が講じられることとなった（別添資料 3）。

以上を踏まえ、各教育委員会及び学校においては、1 人 1 台端末等の活用による心の健康観察などによる SOS の早期把握に努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組むこと。

2. 教育相談体制の構築、校内連携型危機対応チーム・ネットワーク型緊急支援チームの設置等について

生徒指導提要（改訂版）に記載しているとおり、自殺への対応については、専門家といえども 1 人で抱えることができないほど重く、かつ困難な問題であり、きめ細かな継続的支援を可能にするためには、校内の教育相談体制を基盤に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要である。そのためには、校内研修会などを通じて、教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くこと（詳細は、別添資料 4 参

照)。

その上で、児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだりするなど、自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行うこと。また、平常時に、危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくりなどを進めておくこと。

さらに、実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心にしつつも、学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応することが必要であり、校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含む危機管理体制を速やかに構築すること（詳細は、別添資料5参照）。

加えて、いずれの場合も保護者と連携して家庭での継続的な見守りを行うとともに、教職員間で密接に情報共有し、組織的に児童生徒を支援すること。

3. 相談窓口の周知や自殺予防教育の実施等について

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や教育相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋いだりするなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

加えて、「SOS の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の変化や危機に気づき、身近な信頼出来る大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心して SOS を出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24 時間子供 SOS ダイアル」を始めとする電話相談窓口や、SNS 等を活用した相談窓口の周知を積極的に行うこと。相談窓口の周知にあたっては、教室など児童生徒の目につきやすい場所への掲示や 1 人 1 台端末を活用する際のポータルサイト、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口を周知するなどの方法も考えられること。その際、文部科学省でまとめたホームページも参考にすること。また、厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」においても、電話や SNS による相談窓口や「ころろを落ち着けるための Web サイト」等の情報をまとめているので、こちらも参考にすること（別添資料6）。

【子供の SOS の相談窓口】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



なお、令和 7 年度予算案においては、令和 6 年度委託事業で作成する自殺予防教育に係る

教材や指導資料等を全国の学校に確実に普及させるため、都道府県・指定都市教育委員会において、自殺予防教育のモデルとなる地域や学校を指定し、自殺予防教育を十分に実施できていない学校に対する授業の支援を実施する予算を計上している。

(添付資料)

別添資料 1 : 自殺統計に基づく令和 6 年の年間自殺者数(暫定値)における小中高生の自殺者数の年次推移

別添資料 2 : 令和 6 年版自殺対策白書概要(抜粋)小中高生の自殺者における自殺未遂歴

別添資料 3 : 1 人 1 台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

別添資料 4 : 自殺予防のための教育相談体制の構築(生徒指導提要抜粋)

別添資料 5 : 校内連携型危機対応チーム及びネットワーク型緊急支援チームについて

別添資料 6 : 厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」

別添資料 7 : 三原こども政策担当大臣メッセージ

【生徒指導提要(改訂版)】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



【子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



【教師が知っておきたい子どもの自殺予防】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導企画係

電 話 0 3 (5 2 5 3) 4 1 1 1 (内線 3 2 9 8)

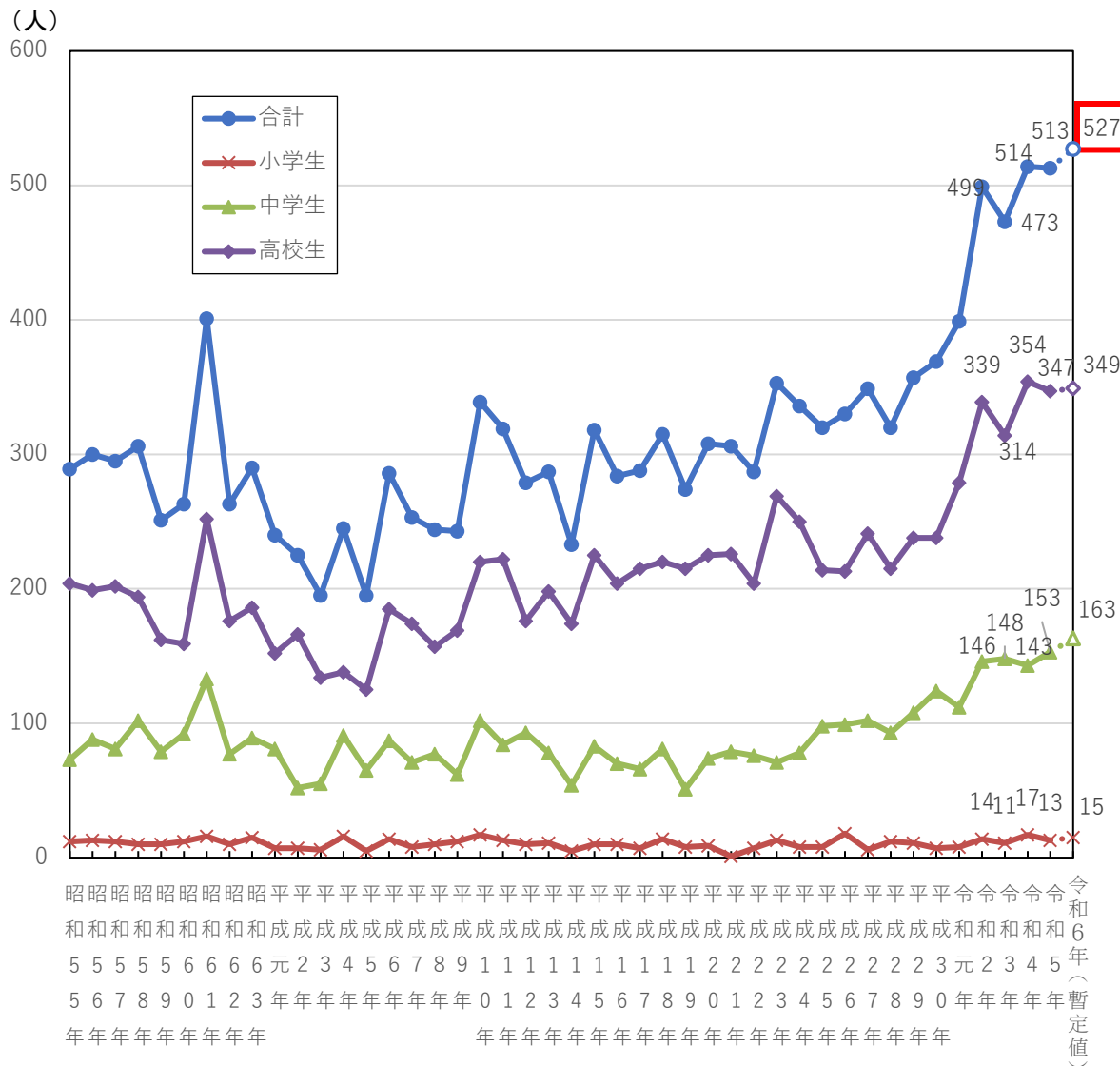
0 3 (6 7 3 4) 3 2 9 8 (直通)

E-mail s-sidou@mext.go.jp

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和7年1月29日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年（暫定値）では527人と、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。



【令和5年、令和6年（暫定値）】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和5年	令和6年 (暫定値)	対前年増減数 (R6 - R5)
合計	513人	527人	14
小学生	13人	15人	2
中学生	153人	163人	10
高校生	347人	349人	2

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

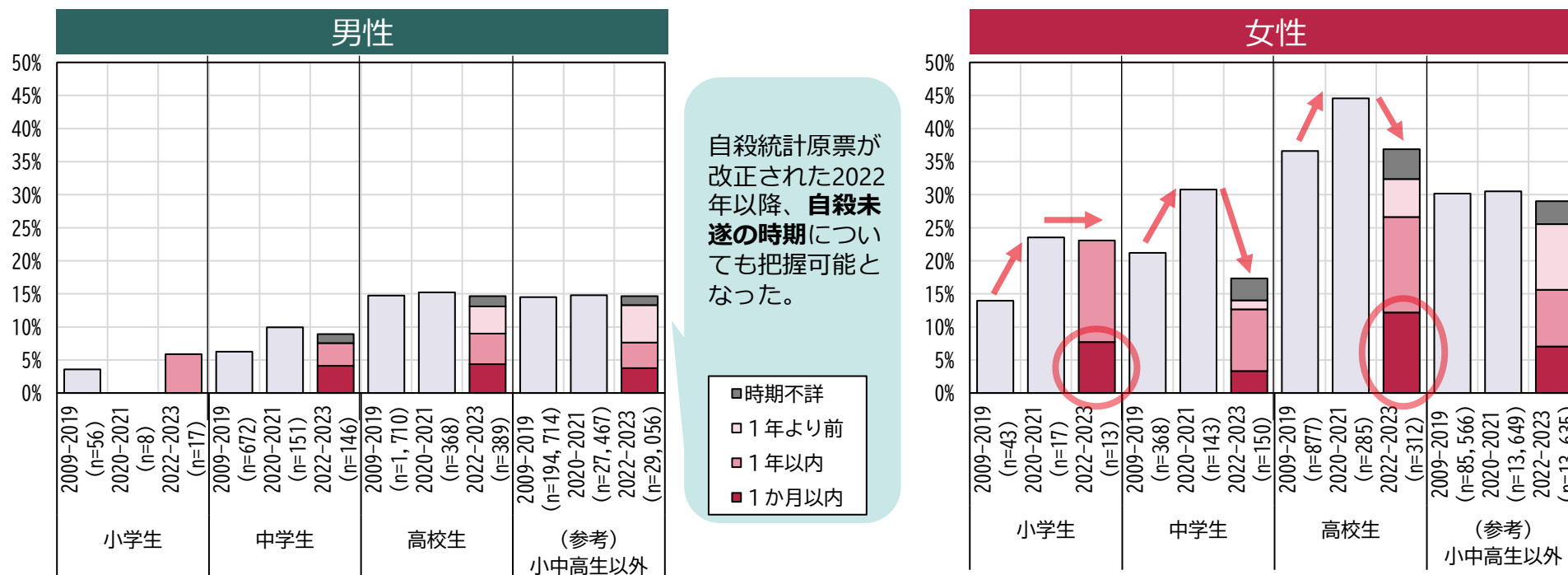
別添資料1

第2章 こどもの自殺の状況と対策⑤ 小中高生の自殺者における自殺未遂歴

令和6年版自殺対策白書

- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める**自殺未遂歴ありの割合の推移**をみると、
 - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
 - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

性別、期間別にみた小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、**通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進**
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて**地方財政措置**

「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数**は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。**アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。**
- 相談内容はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。**児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっている。

B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施
- 導入以降**いじめの認知件数が増加**しており、導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の**令和3年度は約270件、令和4年度は約420件**となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のことで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらうだけでよい」といった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすくカウンセリング効果が高いツールと考えている。

その他教育委員会等から寄せられた声

- これまでは、個々の担任教諭の主観で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議や児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

「心の健康観察」の導入イメージ（千葉県教育委員会の例）

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる

1

あなたは、あなたの心や体の様子についてどう思います。下の文章を読んで、自分に最もよくあてはまると思うところの数字1から3まで選んでください。

	全然あてはまらない	よくあてはまる
1 悲しい気分だ。	0	1 2 3
2 焦りっぱなし。	0	1 2 3
3 いろいろなことに自信がない。	0	1 2 3
4 何となく心配だ。	0	1 2 3

2

あなたは、ここ2か月間のうちに、下に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。下の文章を読んで自分に最もよくあてはまると思うところの数字1から3まで選んでください。

	全然なかった	よくあった
1 自分は重くないのに先生に叱られる。	0	1 2 3
2 友だちから暴力をふるわれる。	0	1 2 3
3 授業の内容がよくわからない。	0	1 2 3
4 連絡先を変えようと思う。	0	1 2 3

3

あなたは、まわりの人たちが、ふだんどのくらいあなたの助けになってくれていると感じていますか。下の質問について、それぞれの人の心にもよくあてはまると思うところの数字1から3まで選んでください。ただし、あてはまる人がいない場合にはその欄は空欄にしてください。

	あなたが思う	先生が思う
1 あなたが元気なら	0 1 2 3	0 1 2 3
2 あなたが何かを	0 1 2 3	0 1 2 3
3 あなたが何を	0 1 2 3	0 1 2 3
4 あなたが何を	0 1 2 3	0 1 2 3

<児童生徒へのストレスチェック（イメージ）>

生徒指導提要（令和 4 年 12 月改訂）（抜粋）

第 8 章 自殺

8.2 自殺予防のための学校の組織体制と計画

8.2.1 自殺予防のための教育相談体制の構築

自殺は、専門家といえども一人で抱えることができないほど重く、かつ、困難な問題です。きめ細かな継続的支援を可能にするには、校内の教育相談体制を基盤に、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要です。そのためには、校内研修会などを通じて教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くことが求められます。

具体的には、第一に、生徒指導部や教育相談部（教育相談係として生徒指導部内に位置付けられている場合もあります。）など、児童生徒が課題や悩みを抱えたときに対応するための既存の組織を自殺予防の観点から見直し、教育相談機能の実効性を高める必要があります。

第二に、教育相談コーディネーターと養護教諭を構成メンバーの核として位置付け、各学年や生徒指導部・保健部などの他の校務分掌と連携した体制づくりを目指すことが望まれます。その際、次の点に留意する必要があります

① 教育相談コーディネーターと養護教諭との連携を密接にする

教育相談コーディネーターと養護教諭が相談体制の中核となって、児童生徒の生活状況や心身に関する問題についての理解を深め、自殺の危険の高い生徒をスクリーニングします。また、生徒指導部や保健部と合同で生活アンケートなどを実施し、児童生徒が抱える問題点の共通理解を深めることも重要です。

② 教育相談部（教育相談係）と生徒指導部の連携を図る

非行や暴力行為などの問題行動の裏側に自殺の危険が潜んでいることも少なくありません。生徒指導部と教育相談部（教育相談係）が密接に連携して情報を共有し、そのような児童生徒にも積極的に関わっていく必要があります。

③ カウンセリングルームや保健室の日常的活用を進める

児童生徒と最も距離の近い学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SC や SSW が日常的に協力し合って課題解決に取り組む姿勢を保持します。学級・ホームルーム担任は児童生徒の言動の変化に気付いた時点で情報を共有し、連携しながら対応に当たります。そのためには、保健室やカウンセリングルームを密室にせず、児童生徒にも教職員にも開かれた場にしておくことが大切です。

④ 情報を共有して協働的な教育相談体制を築く

問題を学校全体に投げかけ、情報を交換し、学校を挙げて解決に取り組んでいくことが求められます。自殺の危険の高い児童生徒を担任一人で抱え込むのではなく、チームで組織的に対応することによって初めて、安全で丁寧な関わりが可能になります。その際、面談やアンケート、家庭訪問や小中高間連絡会などで得られた情報を十分に活用しながら支援に当たります。

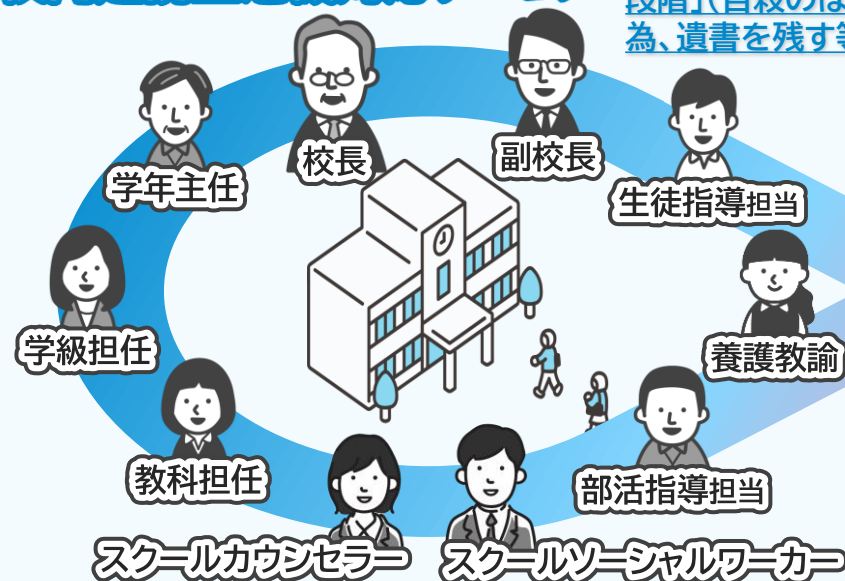
自殺危機の早期発見・早期対応や自殺未遂後の対応

ネットワーク型緊急支援チーム

実際に自殺や自殺未遂が発生した場合に対応

校内連携型危機対応チーム

自殺やその他の重大な危険行為の「予兆段階」(自殺のほのめかし、深刻な自傷行為、遺書を残す等)から対応



連携
協働

関係部局

- 教育委員会
- 精神科医
- SC・SSWスーパーバイザー等の専門家
- 児童相談所
- 福祉部局
- 警察 等



家庭・保護者



校内連携型危機対応チームの役割

- 1 平常時における危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくり
- 2 アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」を行う
- 3 自殺や未遂事案が発生した場合は、校長のリーダーシップの下、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応
- 4 緊急ケース会議(アセスメントと対応)、本人の安全確保と心のケア

ネットワーク型緊急支援チームの役割

- 1 関係部局とも連携した緊急ケース会議や心のケア会議の開催
- 2 校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づいて、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアを含む危機管理体制を構築
- 3 本人及び周囲の児童生徒及び教職員へのケア

▶▶▶ 自殺危機の早期発見や早期対応に取り組むほか、自殺未遂者への支援を実施

生徒指導提要（令和４年１２月改訂）（抜粋）

第８章 自殺

8.2 自殺予防のための学校の組織体制と計画

8.2.2 自殺のリスクマネジメントとクライシスマネジメント

児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだり、遺書のような手紙やメモを残して家出をしたりといった状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階であると捉える必要があります。そのときには、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行います（リスクマネジメント）。

児童生徒との関わりが密接な学級・ホームルーム担任や部活動顧問などを加え、アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」を行うことを心がけます。その際、誰が児童生徒や保護者と直接関わるのが適切なのを見極め、その人を中心としてチームで対応します。平常時に、危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくりなどを進めておくことが大切です。

実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心に、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応することが必要です（クライシスマネジメント）。校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含む危機管理態勢を速やかに構築します。

厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころ」

- ・ 電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたサイト「まもろうよ ころ」を公開。
- ・ 広報ポスター、広報動画、政府広報、X(旧Twitter)、インターネット広告等を通じて広く周知を図っている。
- ・ 新たに「ころを落ち着けるためのWebサイト」のページを作成し、「かくれてしまえばいいのです」等を紹介(1/29更新)。

まもろうよ ころ

New

文字サイズの変更 標準 大 特大

厚生労働省

ホーム 困った時の相談方法・窓口 **ころを落ち着けるためのWebサイト** 自殺対策の今

ゲートキーパーになろう！ 厚生労働省の取り組み 広げてみよう支え合い

あなたの声を
聴かせてください

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？

電話で話したい

SNSで話したい

New

ころを落ち着けるためのWebサイト

電話で話したい

SNSで話したい

心を落ち着かせたい時、相談窓口が混み合っている時などに試してみませんか？

あなたの心がもやもやしたり、ざわついたら、相談窓口以外の方法も試してみませんか？

また、相談窓口が混み合っている時など、窓口につながるまでの間に試してみませんか？

少しほっとするかもしれません。

かくれてしまえばいいのです
(特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)

ころのオンライン避難所
(一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター)

電話で話したい

#いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)

よりそいホットライン
(一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

いのちの電話
(一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

ころの健康相談統一ダイヤル

チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター)

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)

子どもの人権110番 (法務省)

SNSで話したい

特定非営利活動法人
自殺対策支援センターライフリンク

特定非営利活動法人
東京メンタルヘルス・スクエア

特定非営利活動法人
あなたのいばしょ

特定非営利活動法人
BONDプロジェクト

特定非営利活動法人
チャイルドライン支援センター



<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

くわ
詳しくは

まもろうよころ

検索

別添資料6

○ 令和6年の小中高生の自殺者数の暫定値が527人と過去最多となったことから、三原こども政策担当大臣からこども・若者の皆さんに向けて、緊急メッセージを発信。

(メッセージ全文)

こども・若者の皆さん、こんにちは。こども政策担当大臣の三原じゅん子です。

皆さん、自分のこと、友人や恋人のこと、そして、家族のこと。何かに悩んだり、不安を感じたりしていませんか。

色んなことに悩み、不安になること、これは決して悪いことではありません。つらい気持ちでいっぱいになり、どうしていいかわからなくなって、時に消えたいと思うことも、あるんだよね。そうした気持ちも、また、あなたの大切な気持ちです。

誰にも相談できなくて、眠れなかったり、ご飯が食べられなくなったりしていませんか。それは、あなたのこころのSOSかもしれません。

私たちは、あなたの思いや気持ちを大切にしたい。そして、少しでも受け止めたいと思っています。

つらい気持ちになったとき、「身体を動かす」、「深呼吸する」など、あなたの気持ちが少しでもほっとする方法に、「ちょっと人に自分のことを話してみる」。試してみてください。

でも、勇気がいりますよね。自分のことを話すのは。。。それでも、話してみると、少しだけほっとできることもあるかもしれません。

あなたの思いを大切にしながら、「世の中には信頼できる大人がいる」としてもらえる社会を、私たちはあなたと一緒に作りたいと思っています。

不安や悩みの背景には、あなた自身だけではなく、社会が抱える問題もあります。あなただけが不安や悩みを一人で背負わなくてもいいよう、そして、迷うことなく不安や悩みを打ち明けられるよう、私も一緒に考えていきます。

皆さんの声をしっかりと受け止め、皆さんの声を大切にできる社会をつくっていきます。

こども・若者のみなさんへ



相談窓口 | こども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/children-inquiries/>

▼こども家庭庁X



▼こども家庭庁YouTube



別添資料7